

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（抄）

（定義）

第一条 この政令において「国内」、「国外」、「内国法人」、「外国法人」、「公共法人」、「公益法人等」、「協同組合等」、「人格のない社団等」、「普通法人」、「同族会社」、「合併法人」、「被合併法人」、「収益事業」、「株主等」、「役員」、「資本等の金額」、「資本積立金額」、「利益積立金額」、「合併差益金」、「欠損金額」、「たな卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価償却資産」、「繰延資産」、「損金経理」、「証券投資信託」、「公社債投資信託」、「中間申告書」、「確定申告書」、「清算確定申告書」、「修正申告書」、「青色申告書」、「中間納付額」、「清算中の予納額」、「更正」、「決定」、「附帯税」、「充当」又は「還付加算金」とは、それぞれ法人税法（以下「法」という。）第二条第一号から第二十六号まで、第二十八号から第三十一号まで、第三十六号又は第三十九号から第四十七号まで（定義）に規定する国内、国外、内国法人、外国法人、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、普通法人、同族会社、合併法人、被合併法人、収益事業、株主等、役員、資本等の金額、資本積立金額、利益積立金額、合併差益金、欠損金額、たな卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、繰延資産、損金経理、証券投資信託、公社債投資信託、中間申告書、確定申告書、清算確定申告書、修正申告書、青色申告書、中間納付額、清算中の予納額、更正、決定、附帯税、充当又は還付加算金をいう。

（株式交換等の場合の増加資本の金額等）

第八条の二 法第二十七条ハ（資本積立金額の意義）に規定する増加した資本の金額その他の政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- 一 法第二十七条ハに規定する完全親会社（以下この条において「完全親会社」という。）の同号ハに規定する株式交換（次号において「株式交換」という。）により増加した資本の金額
- 二 当該完全親会社が当該株式交換により法第二十七条ハに規定する完全子会社（以下この条において「完全子会社」という。）の株主に交付した金銭の額と金銭、交付新株（当該株式交換により当該完全子会社の株主に割り当てた当該完全親会社の新株をいう。）及び交付自己株式（当該完全親会社が当該株式交換により当該完全子会社の株主に新株を発行することに代えて自己の株式を移転した場合の当該自己の株式をいう。次号において同じ。）以外の資産の価額との合計額（当該合計額のうち当該完全子会社の株主に対する利益の配当として交付した金額がある場合には、当該交付した金額を除く。）
- 三 交付自己株式の当該完全親会社における交換時（商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百五十二条第二項（株式交換）の規定により当該完全子会社の株主が当該完全親会社の株主となる時をいう。）の直前の帳簿価額

価額

2 法第二十七条ハに規定する完全親会社の資本の金額その他の政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- 一 法第二十七条ハに規定する株式移転（次号において「株式移転」という。）により設立された完全親会社の資本の金額
- 二 当該完全親会社が当該株式移転により完全子会社の株主に交付した金銭の額と金銭及び交付新株（当該株式移転により当該完全子会社の株主に割り当てた当該完全親会社の新株をいう。）以外の資産の価額との合計額（当該合計額のうち当該完全子会社の株主に対する利益の配当として交付した金額がある場合には、当該交付した金額を除く。）

（合併差益金のうち被合併法人の資本積立金額及び合併減資益金から成る部分の金額）

第九条 法第二十七条ヘ（資本積立金額の意義）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 合併法人が合併により被合併法人から取得した資産に付した帳簿価額からその合併により引継ぎを受けた債務に付した帳簿価額を控除した金額（次号において「合併法人の純資産の受入価額」という。）が、被合併法人が合併直前に当該資産に付していた帳簿価額から合併直前に当該債務に付していた帳簿価額を控除した金額（次号において「被合併法人の純資産の帳簿価額」という。）以下である場合 合併法人の合併差益金のうち、当該合併差益金がまず合併減資益金から成るものとし、次に被合併法人が合併直前に有していた資本積立金額から成るものとし、その残額は被合併法人が合併直前に有していた利益積立金額から成るものとして計算した場合における被合併法人の資本積立金額及び合併減資益金から成る部分の金額
- 二 合併法人の純資産の受入価額が被合併法人の純資産の帳簿価額を超える場合 合併法人の合併差益金のうち、まずその超える金額に達するまでの金額について合併減資益金、被合併法人の資本積立金額及び被合併法人の利益積立金額以外のものから成るものとし、なお残額があるときは、その残額は、前号の規定に準じ、合併減資益金、被合併法人の資本積立金額又は被合併法人の利益積立金額から成るものとして計算した場合における被合併法人の資本積立金額及び合併減資益金から成る部分の金額

2 前項に規定する合併減資益金とは、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たない場合におけるこれらの金額の差額をいう。

- 一 合併法人のその合併直後の資本の金額又は出資金額のうちその合併により増加した部分の金額（合併法人が

合併により設立された法人である場合には、その設立の時にける資本の金額又は出資金額（に合併法人が被合併法人の株主等に対しその合併により交付した金銭の額並びに金銭及び法第二十九条ロ（合併差益金）に規定する交付株式等以外の資産の価額の合計額（当該合計額のうち被合併法人の株主等に対する利益の配当又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）として交付した金額がある場合には、当該交付した金額を除く。）を加算した金額）

二 被合併法人の合併の時にける資本の金額又は出資金額（被合併法人の株式又は出資を合併法人又はその合併に係る他の被合併法人が有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に対しその合併による株式又は出資の割当てをしなかつたときは、当該資本の金額又は出資金額のうちその割当てをされなかつた当該被合併法人の株式又は出資に対応する部分の金額を控除した金額）

（株式等に係る負債の利子の額）

第二十二條 法第二十三條第三項第一号（受取配当等の益金不算入）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該事業年度において支払う負債の利子（特定利子を除く。）の額の合計額に、第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 法第二十三條第三項の内国法人の当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度の確定した決算（法第七十二条第一項第一号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算。第二十八條第二項第二号（棚卸資産の切放し低価法）を除き、以下この節において同じ。）に基づく貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（イからホまでに掲げる金額がある場合はこれを減算し、ヘに掲げる金額がある場合にはこれを加算した金額）の合計額

イ・ロ 省略

ハ 土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第三條第一項（土地の再評価）の規定により同項に規定する再評価を行った土地（同法第九條第一項（合併の場合の再評価差額金の承継）の被合併法人が同法第三條第一項の規定により同項に規定する再評価を行った土地を含む。）の同法第七條第一項（再評価差額金）に規定する再評価差額（以下この号において「再評価差額」という。）に相当する金額（当該事業年度終了の時又は当該事業年度の前事業年度終了の時に有する当該土地に係るものに限るものとし、当該土地について商法第三十四條第二号（固定資産の評価）（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により帳簿価額の減額をした場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額とする。）

(1) (3) 省略

二 省略

二 省略

2・3 省略

4 平成十年四月一日に存する内国法人（同日後に行われた銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成九年法律第二百一十一号）第三條第一項（銀行持株会社創設のための合併の条件の特例）に規定する合併に係る合併法人で当該合併に係る被合併法人が同日に存していたものを含むものとし、当該内国法人が同日後に行われた同項に規定する合併以外の合併に係る合併法人である場合には、当該内国法人及び当該合併に係る被合併法人のすべてが同日に存していたものに限る。）は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事業年度において支払う負債の利子（法第二十三條第三項に規定する負債の利子という。以下この項において同じ。）の額の合計額（以下この項において「当該事業年度の負債利子額の合計額」という。）に、同日から平成十二年三月三十一日までの間に開始した各事業年度（以下この項において「基準年度」という。）において支払った負債の利子の額の合計額（平成十年四月一日後に合併をした内国法人については、基準年度において当該合併に係る合併法人及び被合併法人がそれぞれ支払った負債の利子の額の合計額とする。以下この項において「基準年度の負債利子額の合計額」という。）のうち基準年度の同条第三項第一号に規定する特定株式等以外の株式等に係る負債の利子の額として第一項及び前項の規定により計算した金額の合計額を占める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて計算した金額をもつて同号に規定する政令で定めるところにより計算した金額とし、当該事業年度の負債利子額の合計額のうち基準年度の同条第三項第二号に規定する特定株式等に係る負債の利子の額として前二項の規定により計算した金額の合計額を占める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて計算した金額をもつて同号に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。

（特定株式等の範囲等）

第二十二條の二 法第二十三條第四項（受取配当等の益金不算入）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該内国法人が、法第二十三條第四項に規定する他の内国法人（以下この項及び次項において「他の内国法人」という。）の発行済株式の総数又は出資金額（次項において「発行済株式等」という。）の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資（次項において「株式等」という。）を、当該内国法人が当該他の内国法人から受ける同条第一項に規定する配当等の額の支払義務が確定する日（当該配当等の額が法第二十四条第一項及び第二項（配当等の額とみなす金額）（同項第三号の合併による消滅に係る部分に限る。）の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされた金額である場合には、同日の前日。以下この号において

同じ。)以前六月以上(当該他の内国法人が当該確定する日以前六月以内に設立をされた法人である場合には、その設立の日から当該確定する日まで)引き続き有している場合

二 当該内国法人(商法第三百五十二条第一項(株式交換)に規定する完全親会社(次項第四号において「完全親会社」という。)に限る。)が、他の内国法人(同条第一項に規定する完全子会社(同号において「完全子会社」という。)に限る。)の発行済株式の総数の百分の二十五以上に相当する数の株式(以下この項において「特定株式」という。)を、同法第三百六十四条第一項(株式移転)に規定する株式移転(次項第四号において「株式移転」という。)による当該内国法人の設立の日から同日以後最初に当該特定株式に係る利益の配当(同法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)に規定する金銭の分配を含む。次号において同じ。)の額の支払義務が確定する日まで引き続き有している場合(前号に掲げる場合を除く。)

三 当該内国法人(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(以下この項及び次項において「合併特例法」という。)第二条第二項(定義)に規定する銀行持株会社(次項第五号において「銀行持株会社」という。)に限る。)が、他の内国法人(合併特例法第三条第一項(銀行持株会社創設のための合併の条件の特例)に規定する他の金融機関(同号において「存続金融機関」という。)に限る。)の特定株式を、同項に規定する合併の日から同日以後最初に当該特定株式に係る利益の配当の額の支払義務が確定する日まで引き続き有している場合(第一号に掲げる場合を除く。)

2 内国法人が次の各号に掲げる事由により当該各号に定める法人から他の内国法人の発行済株式等の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式等を取得した場合における前項第一号の規定の適用については、当該法人(第五号に定める法人にあつては、同号の合併に係る合併特例法第三条第一項に規定する消滅金融機関を含む。)が当該株式等を有していた期間は、当該内国法人が当該株式等を有していた期間とみなす。

一 合併 当該合併に係る被合併法人

二 省略

三 他の法人からの出資(法第五十一条第一項(特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入)に規定する特定出資に該当するものに限る。) 当該他の法人

四 株式等の譲受け(株式移転による完全親会社の設立の日以後一年以内に行われる当該完全親会社の当該株式移転に係る完全子会社からの株式等の譲受けに限る。) 当該完全子会社

五 株式等の譲受け(合併特例法第三条第一項に規定する合併の日以後一年以内に行われる銀行持株会社の当該合併に係る存続金融機関からの株式等の譲受けに限る。) 当該存続金融機関

3 前条第一項及び第二項の規定を適用する場合における法第二十三条第四項に規定する政令で定める場合は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号中「当該内国法人が当該他の内国法人から受ける同条第一項に規定する配当等の額の支払義務が確定する日(当該配当等の額が法第二十四条第一項及び第二項(配当等の額とみなす金額)(同項第三号の合併による消滅に係る部分に限る。)の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされた金額である場合には、同日の前日。以下この号において同じ。)」とあるのは「当該事業年度終了の日」と、「当該確定する日」とあるのは「当該終了の日」と、同項第二号中「同日以後最初に当該特定株式に係る利益の配当(同法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)に規定する金銭の分配を含む。次号において同じ。)」の額の支払義務が確定する日」とあるのは「当該事業年度終了の日」と、同項第三号中「同日以後最初に当該特定株式に係る利益の配当の額の支払義務が確定する日」とあるのは「当該事業年度終了の日」として適用する同項各号に掲げる場合とする。

(みなし配当金額の計算方法)

第二十三条 法第二十四条第一項第一号から第三号まで(みなし配当)に掲げる金銭その他の資産の交付が二回以上わたつて行なわれた場合には、同項に規定する資本等の金額から成る部分の金額以外の金額の計算については、まず、これらの規定に規定する法人の資本等の金額のうちから当該金銭その他の資産の交付がされたものとみなす。

2 法第二十四条第一項第四号に掲げる資産のうちにその合併に係る合併法人の株式又は出資がある場合には、同項の規定の適用については、当該株式又は出資の価額は、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。ただし、合併法人が合併により無額面株式を発行した場合には、当該株式の価額は、その合併により増加した資本の金額(合併法人が合併により設立された法人である場合には、その設立の時ににおける資本の金額)をその合併により発行した株式の総数で除して計算した金額による。

3 法第二十四条第一項第四号に掲げる合併により交付される金銭その他の資産のうちに被合併法人の株主等に対する利益の配当又は剰余金の分配(出資に係るものに限る。)として交付された金額がある場合には、当該交付された金額は、当該合併により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額には含まれないものとする。

4 第一百九条の二第二項第二号(総平均法)に掲げる総平均法(以下この条において「総平均法」という。)によりその一単位当たりの帳簿価額を算出する法第二十四条第一項に規定する株式の同項に規定する帳簿価額は、同項各号に規定する事由(以下この条において「みなし配当事由」という。)が生じた日の属する事業年度開始の時(その時から当該みなし配当事由が生じた時までの間に当該株式に係る他のみなし配当事由が生じていた場合には、当該みなし配当事由の直前の他のみなし配当事由が生じた時)から当該みなし配当事由の直前の時まで(その時から当該みなし配当事由の直前の他のみなし配当事由が生じた時)から当該みなし配当事由の直前の時まで)の期間を一事業年度とみなして総平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額にその時の当該株式の数を乗じて計算した金額とする。

(合併差益金のうち被合併法人の利益積立金額から成る部分の金額)

第二十六条 法第二十七条(合併差益金のうち被合併法人の利益積立金額から成る部分の益金不算入)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、合併差益金のうち、第九条第一項各号(合併差益金のうち被合併法人の資本積立金額及び合併減資益金から成る部分の金額)の規定の例により計算した場合における被合併法人の利益積立金額から成る部分の金額とする。

(棚卸資産の取得価額)

第三十二条 第二十八条第一項(棚卸資産の評価の方法)又は第二十八条の第二項(棚卸資産の特別な評価の方法)の規定による棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二 省略

三 合併又は出資により受け入れた棚卸資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の受入価額(引取運賃、荷役費、運送保険料、関税その他当該資産の受入れのために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額とし、当該受入価額又は加算した金額がその受入れの時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額を超える場合には、当該価額に相当する金額とする。)

ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額

四 省略

2 省略

(減価償却資産の償却の方法)

第四十八条 減価償却資産の償却限度額(法第三十一条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定による減価償却資産の償却費として損金の額に算入する金額の限度額をいう。以下この目から第七目までにおいて同じ。)の計算上選定をすることができる償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 建物(第三号に掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ 平成十年三月三十一日以前に取得(同日後の合併による取得その他の大蔵省令で定める取得を含む。第六号において同じ。)をされた建物 次に掲げる方法

(1) 定額法(当該減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目(減価償却資産の償却限度額等)において同じ。)

(2) 定率法(当該減価償却資産の取得価額(第二回目以後の償却の場合にあつては、当該取得価額から既にした償却の額で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを控除した金額)にその償却費が毎年一定の割合で通減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目において同じ。)

ロ 省略

二・七 省略

2・3 省略

(減価償却資産の取得価額)

第五十四条 減価償却資産の第四十八条から第五十条まで(減価償却資産の償却の方法)に規定する取得価額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一・四 省略

五 合併により受け入れた減価償却資産 次に掲げる金額の合計額

イ 被合併法人がその合併の日の属する事業年度において当該資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額

ロ 合併法人が当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

六 出資により受け入れた減価償却資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の受入価額(引取運賃、荷役費、運送保険料、関税その他当該資産の受入れのために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額とし、当該受入価額又は加算した金額がその受入れの時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額をこえる場合には、当該価額に相当する金額とする。)

ロ 当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

七 省略

2・3 省略

(国庫補助金等に係る特別勘定の金額の取りくずし)

第八十一条 法第四十三条第二項(国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。

一 省略

二 解散(合併による解散を除く。)をした場合において、特別勘定の金額を有しているとき。 当該特別勘定

の金額
三 合併により消滅した場合において、特別勘定の金額で合併法人に引き継がれなかった金額があるとき。当
該金額

(保険差益等に係る特別勘定の金額の取りくずし)

第九十条 法第四十八条第二項(保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入)に規定する政令で定める場合は、
次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、それぞれ当該各号に掲
げる金額とする。

一・二 省略

三 指定期間内に解散(合併による解散を除く。)をした場合において、特別勘定の金額を有しているとき。

当該特別勘定の金額

四 指定期間内に合併により消滅した場合において、特別勘定の金額で合併法人に引き継がれなかった金額があ
るとき。 当該金額

(特定の現物出資の要件)

第九十三条 法第五十一条第一項(特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入)に規定する政令
で定める資産は、国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八
十九号)の規定による鉱業権及び採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の規定による採石権その他国内に
ある事業所に属する資産(その発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上を有する外国法人の株式又は
出資を除く。)とする。

2 法第五十一条第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第五十一条第一項の新たに設立される法人(次号及び第三号において「新設法人」という。)の出資者の
うち同項の内国法人以外の者がその設立の際払い込んだ一株(出資については、一口。以下この号において同
じ。)当たりの金額がその内国法人がその設立の際払い込んだ一株当たりの金額に比し著しく低くないこと。

二 新設法人が、その設立の際法第五十一条第一項の内国法人から出資を受けた各資産につき、当該出資の直前
の帳簿価額に相当する金額以下の金額をその受入価額としたこと。

三 新設法人の設立の時に、法第五十一条第一項の内国法人の有する当該新設法人の株式の数又は出資の
金額が当該新設法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の九十五未満となることが見込まれているもので
ないこと。

(特定の現物出資による差益金の額)

第九十四条 法第五十一条第一項(特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入)に規定する政令
で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する特定出資により取得した株式(出資を含む。)の取得の
時における価額の合計額が当該特定出資に係る資産の当該特定出資の直前の帳簿価額(当該特定出資に要した経
費がある場合には、その経費の額を加算した金額)の合計額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額とする。

(圧縮記帳をした資産の帳簿価額)

第九十五条 法第四十二条、第四十四条から第四十七条まで又は第四十九条から第五十一条まで(圧縮記帳)の規
定の適用を受ける資産については、これらの規定の適用によりその帳簿価額が一円未満となるべき場合において
も、その帳簿価額として一円以上の金額を附するものとする。

(貸倒引当金勘定への繰入限度額)

第九十六条 省略

2 法第五十二条第二項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の当該事業
年度終了の時における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権(同項第一号に掲げる金額の算定の基礎と
なつたものを除く。第一号において「一般売掛債権等」という。)の帳簿価額の合計額に、第一号に掲げる金額
のうちに第二号に掲げる金額の占める割合(当該割合に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを切り上
げる。)を乗じて計算した金額とする。

一 当該内国法人(当該内国法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人を含む。次号において
同じ。)の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度(当該事業年度が当該内国法人の設立(合
併による設立を除く。)の日(公益法人等及び人格のない社団等にあつては、新たに収益事業を開始した日。
次号において「設立の日」という。)の属する事業年度である場合には、当該事業年度。以下この号において
同じ。)終了の時における一般売掛債権等の帳簿価額の合計額を当該各事業年度の数で除して計算した金額

二 省略

3 5 省略

(合併の場合の貸倒引当金勘定の金額の処理)

第九十八条 内国法人が合併により消滅した場合において、法第五十二条第一項(貸倒引当金)の規定によりその
内国法人の合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額がある
ときにおける当該貸倒引当金勘定の金額の処理は、次に定めるところによる。

- 一 その合併に係る合併法人に引き継がれた当該貸倒引当金勘定の金額は、その合併法人のその合併の日の属する事業年度（その合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立後最初の事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 二 その合併に係る合併法人に引き継がれなかった当該貸倒引当金勘定の金額は、その内国法人のその合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

（合併の場合の返品調整引当金勘定の金額の処理）

第二百二条 内国法人が合併により消滅した場合において、法第五十三条第一項（返品調整引当金）の規定によりその内国法人の合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された返品調整引当金勘定の金額があるときにおける当該返品調整引当金勘定の金額の処理は、次に定めるところによる。

- 一 その合併に係る合併法人に引き継がれた当該返品調整引当金勘定の金額は、その合併法人のその合併の日の属する事業年度（その合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立後最初の事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 二 その合併に係る合併法人に引き継がれなかった当該返品調整引当金勘定の金額は、その内国法人のその合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

（退職給与引当金勘定への繰入限度額）

第二百六条 法第五十四条第一項（退職給与引当金）に規定する政令で定めるところにより計算した金額（第四項において「繰入限度額」という。）は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 省略

二 累積限度額（期末退職給与の要支給額の百分の二十に相当する金額をいう。次条第一項第二号において同じ。）から、当該事業年度終了の時点における前事業年度から繰り越された法第五十四条第二項に規定する退職給与引当金勘定の金額（当該事業年度において合併によりその合併に係る被合併法人から引き継いだ当該退職給与引当金勘定の金額がある場合には、当該退職給与引当金勘定の金額を含む。）を控除した金額

2 省略

3 合併法人が、その合併の日の属する事業年度（その合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立後最初の事業年度）において、被合併法人の使用人で引き続き在職するもののうちその被合併法人から退職給与の支給を受けなかった者の退職による退職給与に充てるため退職給与引当金勘定に繰り入れた金額については、その合併の時を第一項第一号に規定する前事業年度終了の時とみなし、かつ、その被合併法人がその合併の時において退職給与規程を定めている法人である場合には当該退職給与規程を当該前事業年度終了の時において定められている退職給与規程とみなして、同号の金額を計算する。

4 省略

（退職給与引当金勘定の金額の取崩し）

第二百七条 法第五十四条第二項（退職給与引当金）に規定する退職給与引当金勘定の金額（以下この条において「退職給与引当金勘定の金額」という。）を有する内国法人は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に定める退職給与引当金勘定の金額を取り崩さなければならない。

- 一 使用人が退職した場合において、その使用人が前事業年度終了の時において自己の都合により退職するものと仮定した場合にその時において定められている退職給与規程により退職給与の支給を受けるべきとき。その使用人の退職の時ににおける退職給与引当金勘定の金額のうち当該退職給与の額に相当する金額に達するまでの金額

二 五 省略

六 退職給与引当金勘定の金額を有する内国法人が合併により消滅した場合において、当該退職給与引当金勘定の金額で合併法人に引き継がれなかった金額があるとき。 当該金額

七 省略

2 合併法人が、その合併の日の属する事業年度において、被合併法人（その合併法人がその合併により退職給与引当金勘定の金額を引き継いだものに限る。）の使用人で引き続き在職するもののうち当該被合併法人から退職給与の支給を受けなかった者の退職につき前項第一号の規定により取りくずすべき退職給与引当金勘定の金額の計算については、その合併の時を同号に規定する前事業年度終了の時とみなし、かつ、その被合併法人がその合併の時において定めていた退職給与規程を当該前事業年度終了の時において定められている退職給与規程とみなして同号の退職給与の額を計算するものとする。この場合において、その取りくずすべき退職給与引当金勘定の金額は、当該被合併法人から引き継いだ退職給与引当金勘定の金額を限度とする。

（退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例等）

第二百八条 内国法人が、第三百三十五条第一号（退職金共済の掛金の損金算入）に規定する退職金共済に関する制度に該当する退職金共済契約その他これに類する契約（以下この条において「退職金共済契約等」という。）若しくは法第八十四条第三項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約（以下この条において「適格退職年金契約」という。）その他これに類する契約（以下この条において「適格退職年金契約等」という。）を締結している場合若しくは締結していた場合又は厚生年金基金を設立している場合における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 省略

三 適格退職年金契約を締結している内国法人若しくは締結していた内国法人又は厚生年金基金を設立している内国法人で、当該事業年度以前の各事業年度において前号に規定する場合に該当することとなつたことに伴い、その該当することとなつた日の属する事業年度（以下この号において「移行年度」という。）においてこの号の規定を適用しないで計算した場合における前条第一項第二号に定める金額（以下この号において「調整前累積限度超過額」という。）が生ずることとなつたものについては、その移行年度から、事業年度終了の時ににおけるその前事業年度から繰り越された法第五十四条第二項（退職給与引当金）に規定する退職給与引当金勘定の金額（当該事業年度において合併によりその合併に係る被合併法人から引き継いだ当該退職給与引当金勘定の金額がある場合には、当該退職給与引当金勘定の金額を含む。イにおいて「繰越退職給与引当金勘定の金額」という。）がその時におけるこの号の規定を適用しないで計算した前条第一項第二号に規定する累積限度額（以下この号において「調整前累積限度額」という。）以下となる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の同項第二号に規定する累積限度額は、イ又はロに掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

イ 当該事業年度の終了の時における繰越退職給与引当金勘定の金額

ロ 当該事業年度の調整前累積限度額に、その移行年度の調整前累積限度超過額に八十四から移行年度の翌事業年度開始の日以後当該事業年度終了の日までの期間の月数に相当する数（その数が八十四を超えるときは、八十四。以下この号において「経過期間の月数」という。）を控除した数（その数が八十四を超えて計算した金額（移行年度の翌事業年度から当該事業年度までの間に支出した第百五十六条の二第五号（用語の意義）に規定する過去勤務掛金等の額の合計額又は第百五十九条第一項第六号（適格退職年金契約の要件等）に規定する過去勤務債務等の額に係る同項第二号に規定する掛金等の額の合計額が、調整前累積限度超過額に経過期間の月数（八十四）で除して計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を控除した残額）を加算した金額（移行年度については、移行年度の調整前累積限度額と調整前累積限度超過額との合計額）

2 省略

（有価証券の取得価額）

第百十九条 内国法人が有価証券を取得した場合には、その取得価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 三 省略

四 合併、出資又は株式交換等（商法第三百五十二条第一項（株式交換）の株式交換又は同法第三百六十四条第一項（株式移転）の株式移転をいう。）により受け入れた有価証券 その有価証券の受入価額（その有価証券の受入れのために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額とし、当該受入価額又は加算した金額がその受入れの時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額を超える場合には、当該価額に相当する金額とする。）

五 合併により交付を受けた法第六十一条の二第二項（合併の場合の譲渡対価の額）に規定する新株（以下この号及び次項において「新株」という。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合併により新株のみを取得した場合 法第六十一条の二第二項に規定する旧株（以下この号において「旧株」という。）のその合併の直前の帳簿価額（法第二十四条第一項第四号の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額（以下この号において「みなし配当金額」という。）がある場合には、そのみなし配当金額を加算した金額）に相当する金額

ロ 合併により新株及び新株以外の資産を取得した場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 新株の額面金額等（その合併により交付を受けた新株の数をその額面金額又は出資の金額に乗じて計算した金額をいう。以下この号において同じ。）と合併交付金額（その合併により交付を受けた金銭の額並びに金銭及び新株以外の資産の価額の合計額をいうものとし、その合計額のうちに被合併法人の株主等に対する利益の配当又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）として交付を受けた金額がある場合には、その交付を受けた金額は、含まれないものとする。以下この号において同じ。）との合計額が旧株のその合併の直前の帳簿価額を超えない場合 旧株のその合併の直前の帳簿価額から合併交付金額を控除した金額に相当する金額

(2) 新株の額面金額等と合併交付金額との合計額が旧株のその合併の直前の帳簿価額を超え、かつ、その新株の額面金額等がその帳簿価額以上である場合 旧株のその合併の直前の帳簿価額（みなし配当金額がある場合には、そのみなし配当金額と新株の額面金額等からその帳簿価額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額を加算した金額）に相当する金額

(3) 新株の額面金額等と合併交付金額との合計額が旧株のその合併の直前の帳簿価額を超え、かつ、その新株の額面金額等がその帳簿価額に満たない場合 新株の額面金額等に相当する金額

六 省略

2 前項第五号の場合において、合併により交付を受けた新株が合併法人の合併により発行した無額面株式であるときは、その新株の額面金額は、その合併法人のその合併により増加した資本の金額（その合併法人がその合併により設立された法人である場合には、その設立の時における資本の金額）をその合併法人のその合併により発行した株式の総数で除して計算した金額による。

3 省略